

中医協 懇 - 3  
16. 10. 27

中医協 懇 - 5  
16. 10. 6

中医協 懇 - 4  
16. 6. 9

これまでの国会審議、報道等における  
中医協の在り方等に係る主な指摘等

〔審議方法等について〕

- 公開が前提の協議会にもかかわらず、実態は密室での取引が横行していたのではないか。審議の透明性が確保されていないのではないか。
- 医療技術の評価を行う専門的な組織を設けるとともに、客観的なデータを収集するべき。
- 診療報酬改定の結果について検証すべき。また、改定する理由を科学的に説明できるようにすべき。

〔委員のあり方について〕

- 委員に患者や看護師の代表、病院経営者の代表を迎えるなどして、幅広い視点で論議できるようにすべき。
- 利害が対立する双方の委員と中立委員の三者で構成される審議会の在り方を含め、決定方式の見直しを行うべき。
- 安易に官僚OBに頼らず、診療報酬を支払う側が自前で医療保険の専門家を育てて行くべき。
- 委員の在任期間に上限を設けるべき。
- 委員に対して公務員であるという自覚を強力に促すような対策をとるべき。

〔その他〕

- 中医協の論議は公開の場で行われるが、議論の内容が極めて専門的であり、理解するのが容易ではない。わかりやすく国民に説明すべき。